会社・法人ご担当者様向け

供託手続はぜひ オンライン申請を ご利用ください

令和4年9月から

オンライン申請・書面申請 いずれも更に便利に!

- ①登記事項証明書(資格証明書など)
- ②支払証明書

の添付・提示が不要になります。

供託規則の一部改正等により、オンライン申請・書面申請にかかわらず、

- ① 登記された会社・法人の代表者の資格を証する登記事項証明書(支配人等の代理権限証書等を含む。)の添付又は提示が不要になります(※1)。
- ② 配当その他官庁又は公署の決定によって供託物の払渡しをすべき場合の供託物払渡請求書に添付する支払証明書について、その添付が不要になります(※2)。
- (※1)供託申請の際に会社・法人の登記が申請され、登記が完了していない場合などには、登記申請前に 取得した登記事項証明書の添付又は提示をいただく必要があります。
- (※2)供託所に保管されている支払委託書の記載から払渡しを受けるべき者であることが明らかとならない場合には、支払証明書の添付をいただく必要があります。

≪詳しくは、最寄りの法務局(供託所)にお尋ねください。≫ https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html

〇供託制度についてはこちら

法務省民事局

https://www.moj.go.jp/MINJI/kyoutaku.html

○商業登記に基づく電子認証制度についてはこちら

https://www.moi.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/index.html

登記事項証明書の添付又は提示が不要!

注目!

Q. 登記事項証明書の添付や提示が不要に なると、どんなメリットがあるの?

A. 供託申請や払渡請求の際に、窓口での 提示や送付が不要となるため、申請・請求 の際の負担が軽減されます!(※1)

Q. 代表者の資格を証する登記事項証明書以外は、添付 や提示が必要なの?

A. それ以外の場合にも不要になります! これまで供託申請や払渡請求の際に窓口での提示や 送付が必要とされていた

代表者の資格証明書

支配人等の代理権限証書

としての登記事項証明書以外にも、例えば商号の変更 や本店の移転、組織変更などを証明するための登記事 項証明書など、変更等の事実を登記事項証明書で確認 できるときなどは添付や提示が不要となります! \leq Information \geq

供託申請は 便利・らくらく 「供託かんたん申請」 がおすすめ! (※2)

供託ねっと

検索

<Information>

供託申請•払渡請求

どちらも便利に!

- ※1 オンライン申請・書面申請にかかわらず、供託申請をする場合において、供託書正本の送付や供託通知が必要なときは、供託所へ、 供託書正本の返信用封筒・供託通知書の発送用封筒(いずれも切手を貼付したもの)と併せ、到達通知を印刷したものを提出(送付又は窓口)してください。
- ※2 オンラインによる供託申請は、供託かんたん申請及び申請用総合ソフトのいずれからもすることができます。電子署名は不要です。

支払証明書の添付が不要!

注目!

Q. 支払証明書の添付が不要になると、何が便利になるの?

A. 例えば、オンライン申請によって配当等に基づく供託金の払渡請求をする場合に、支払証明書を別途送付する必要がなくなるので、オンラインによる請求のみで手続を完結することができるようになります!

 $\leq Information >$

オンラインによる

払渡請求が

更に便利に!

(%3)

Q. 具体的な手続の流れはどうなるの?

A. オンライン申請によって配当等に基づく払渡請求をする場合の手続の流れは、次のとおりです。

~手続の流れ~

☑ パソコンで申請書情報を作成し、送信

▼ 支払証明書の添付は不要!

☑ 会社・法人の預貯金□座への振込み

手続完了!

オンライン申請・書面申請による 供託申請・払渡請求 いずれも 登記事項証明書の提出も不要!